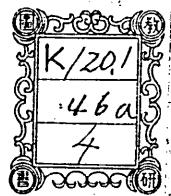


尋常
小學
國民修身篇 四卷

檢定合格本



井上哲次郎校閲

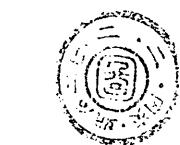
赤沼金三郎編纂

尋常國民修身篇

版權所有

勅 諭

一軍人は忠節と盡すと本分とすへし



右の五ヶ條は軍人たるもの暫も忽にすへからずさて
之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我
軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠

ならされば如何なる嘉言も善行も皆、うはへの裝飾にて
何の用にまは立つべき心たれ誠あれば何事も成るもの
をかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり
行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕の訓に遵ひて此道を
守り行ひ國に報ゆるの務と盡さば日本國の蒼生舉りて
之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

小學國民修身篇卷四

井上哲次郎 校閲
赤沼金三郎 編纂

第一課

誠 心

人はいつはりをいひて、他人心を
あざむくことあれども、わが心
は、其事のいつはりなるこそ

とを知りて、自らはづるものなり。

惡しき事となしたるときは、たとひ、人には見られずとも、我れは其事の惡しきことを知りて、みづから我が身を責むるものなり。

人は常に誠心を以て事

を行ひ、人の見ぬところなればとて、あるまとうふるまひとば、すまトキことなり。人に耻ぢずとも、わが心に恥づべし。

第二課

楊震の金を受けざりし

漢の楊震は、

あるとき、人をすゝめあげけ
るに、その人にうれしく思ひ、
ある夜、ひそかに

黄金を

ふところに



じて、楊震にもおくりけり。

楊震、「さらばにうげすしてくゆひける
ば、「われ」者は、御身の才と
知りて、君にすゝめたりしに、
御身には、なぞかわが心を
じらで、かくたからずと
われをけがしたまふ
とがめけり。

その人、かさねていひけるは、「もし此事と人もありたらば、御身の名ともくたずべき、夜中のことなれば、わがどこに來りしことも、もはござねど、まいらすことわさらにはしる人なれば、うけたまへかむ。といひけり。

楊震、きかずしていひけり。〔は、夜中にて、しる人なしと申さるゝこと、さらには合點せず、われもより、汝も云ひしり、天地も知るにあらずや。まと云ひければ、その人はぢてもかへゆけり。〕

人 第三課

心は直く禮とも、禮なき時は、勇ある

人のにて、禮なき時は、人を、あなざるものなり。

ある人にて、禮なき時は、人を、おそるゝものなり。智

ある人にて、禮なき時は、人を、あざもくるものなり。

人に禮法あるは、河に堤防あるが如し。

あれば、水あふれず、人に禮法あれば、行やぶれざるべし。幼き時は、習慣未だ一定まらざれば、ことに禮を守りて、正しく其身を行ふべし。

禮は、上下のしなをわかつ、

相互のつきあひぶりを定むるものなれば、下として上をしのぎ、上として下をあなざり、或は人とのつきあひて、心やすなてになれすぐるは、みな禮にあらずと知るべし。

第 四 課

謙遜

人は心のうちより、人と敬ひて、身をへりくだり、よく人のいさめをきく、過とかざることなく、直に改むべし。もし自らほこりて、己れに勝るものなしと思へば、トまんのかたち、ほかにあらはれ、人のいさめを拒みて、

徳に進むこと能はず、遂に、
身を亡すにいたるもの
なり。

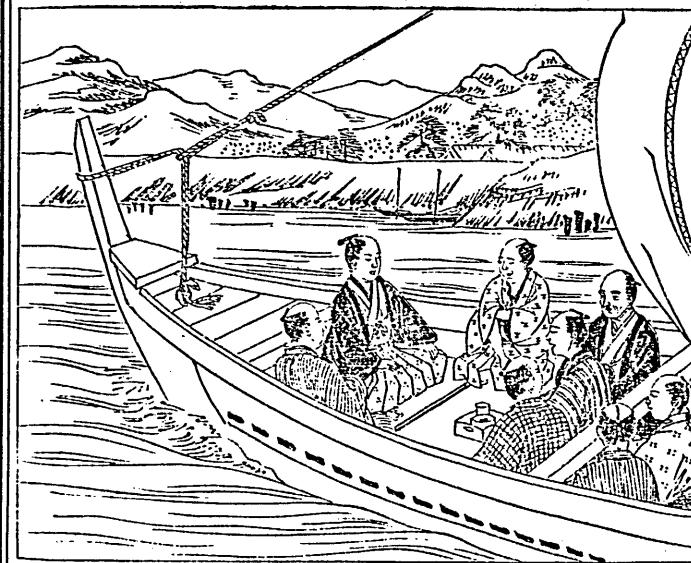
賢人は、己れをうやくしく
して、人に下り、問ふことと
好みて、自ら足れりとせず、故
に智徳日にするがなり。凡人
は、自ら用ゆることを好みて、

人に問ふこととなさず、ま
れに、問ふことありても、恭し
く問ふにあらざれば、人も
實を告げず、己れのみ高し
と思ひて、人には、いやしめら
るゝものなり。

第五課

貝原先生の謙遜

昔、貝原先生といふ、大學者ありけり。ある日、舟にのりて、川を下りける時、あひの一人に一人の少年あり、よく



きもももらぬることと、またからか。人にはなしして、ひとりがほそれて、ありけり。先生は、はかまをつけ、すはりて、それきき、少しもうめりうまい。

じばらぬして、舟、みあとすに、川のきいたるとき、おののく。姓名をつければ、少年、坐はすめて、との

人やの、貝原先生なりも、とて
を知り、ひたすら、いはぢて、
その名をつげずして、さにげな
りしもぞ。

第六課

第六課
寛恕
人を犯す
交る心には、ゆるやかに包んで、
さしひきからざることを、よしとす。心

ひろくして、人を容るゝと寛
[ヒ] いひ、已知りて、推して、人をにらむ
及ぼすと恕すといふ。

人の不和は多くは互に相責むること厳しくして人を恕する心少きよりおこるものなり。もし己を恕すれば、心を以て人を恕すれば、

うらみとすくなくして、交^わと
全うすることとぞ得べし。
心^{こころ}を平^へにし、氣^きを和^{なぐら}せて、人^{ひと}
に接すれば、人^{ひと}も亦^{また}、溫和^{おんわ}
なる心^{こころ}を以て、われに接し、
互^{たが}によろこばしくして、怨^{うら}み怒^{いの}る
ことなきものなり。ゆゑに、
「溫和^{おんわ}なる答^{こた}は、猛惡^{もうごく}なる心^{こころ}

と消す」といへり。

人のあだ^{あだ}をするとき^{とき}に、
われまた、仇^{かた}にて返^{かへ}さんと
すれば、さきの人^{ひと}また、仇^{かた}をなして、
いつまでも盡^{つく}くることなかる
べし。

仇^{かた}とも、恩^{おん}にてむくゆれば、さき
も亦^{また}、恩^{おん}にて報^{たが}ゆるもの

なり。もし、さきにてむくいす
とも、天の報あるものなり。
理のあることにても、その理

にまかせて、つよく人をかす
むれば、よわききのもくい
らみの心をおこして、

あなたをなすものなり。「窮する

鼠、猫とかみ、たいかふ雀、人

とおれます」といふこと
あり。

第七課

牛弘の寛恕

牛弘といふ人は、心ひろく
して、堪忍つよき人なり。
その弟の弼、ある日酒に
酔ひて、車をひく牛を留守

の間間に射ころせり。

あによめいかりて、弘の歸るを
待ちつけ、かくとつけければ、弘
さらぬにて、『その牛をほし
ほしあにつくりおけ。』と
こたへけり。

あによめいかにして怒りたまはぬ
か
どふしんに思ひ、又くりかへ

して、弟の惣御車にかけら
るゝ牛を射殺せり、いつねならぬ
くせどとなり。とせりかけ
いへば、弘少ももさかまほぬ
ていにて、「それはさきに
きてよ知りたるに、くそきこと
かな。」とおばかりいひて、つね
の顔色にて、書物を読み居ら

れけり」とぞ。

第八課

仁慈

人には、仁慈の心ありて、常に、
善へと思ふべし。ひろく世人を愛する
ことを仁といひ、かくは人を愛する
ことをあはれむと慈といはゆ。
仁慈は人の人間たる心

にして、この心なきものは、
人面獸心といふなり。

人には、とみたると、まづしきと
あれども、おのくその分に
もたがひて、仁慈の行をば、
なし得らるゝものなり。富む
とまちて、仁慈を行はんと
いふ人は、遂に、富めりと

思ふ時なかるべし。

うゑたるものに、一にぎりの飯
をあたへ、こゝえたるものに、
一まいのふるきとあたへ、
つかれたるものと助け、やめる
ものと救ひ、旅人に道を
教ふるなどをことは誰
にてもなし得らることにして、

みな仁慈の運行なり。
汝よく人をめぐまべ、人も
よく汝に報いんたとひ人の
の報あらすとも、必ず天の
報あるものなり。たとひ
まのあたりの報あらずとも、
必ず後の報あるもの
なり。故に「善と積む家

には、必ず、餘慶、あり。といへり。
これ、善、を行へば、報、を、もと
めずとも、天、の、報、ある、こと
といふ、なり。

善、を、積みて、も、報、を、天、に
のぞむ、もの、には、福、なく、恩
を、施して、も、報、を、人、に
求むる、もの、には、徳、なし。故

に、「右、の、手、に、て、施す、めぐみ
は、左、の、手、に、知らしむる
なれ」といふ教、あり。まして
小さき、善、を、ほこりがはして、人
に、かたり、わづかなる、めぐみ
に、報、を、もとむる一は、善、を
積み、恩、を、施す、心、に、そむき、
眞、の、仁慈、とは、いひがたかる

べし。

第九課

宇右衛門の一家人を

天明八年、陸奥の國に大きくなり
ありて、うゑ死するもの道にみちける
とき、隣國の人々は、力を
盡してこれを救ひたり。

鈴木 宇右衛門は、隣國出羽の
人なり。もとより仁慈の
心ふかき人ありけれど、家財
田畠をみあうりはらひて、人
を救ふもとでとあしけり。
宇右衛門の妻も、めぐみぶかき
人にて、衣服手道具をのこら
す賣りて、新しき衣二枚を

あますのみなりしが、後には、これともうりて、貧しき人に施しけり。

翌年、此に至りて、ある日、風雪はけしかかりしに、十二歳ばかりの小女、もうゑこえて、この家の門に立ちて、食を乞ひけり。妻、これを見て、十二歳

なる娘と呼び、「御身は、綿衣二枚」と重ねどるが、かの小女は、單衣一枚をまとふのみ、いかにも寒きことならん。御身の衣を一枚ぬぎて、彼におくらす。「と、いひけれど、娘は、少しもそしむ色なく、よろこびて、直にぬきて與へけ」

るにぞ、夫婦は、限りなく喜びけり。

宇右衛門の一家は、皆かく仁惠を施しければ、人々敬ひ尊びて、宇右衛門の徳にかんべ、その聲名を知らぬものなきに至りしとぞ。

第十課

勉強

少年時は、老いややすくして、學問は、成りがたきものなれば、一寸の光陰とも、からく思ひて費すべからず。幼きときには、勉めざるものは、老いたる後には、必ず悔ゆることあるものなり。過ぎ

にしあとのはかなきは、
とりかへしつつかぬものになれ
ば、深く行末を思ひて、幼き
時に勉強すべし。

幼き時は、讀書、習字、算術などを
勉強するのみならず、父母、
教師の命をうけて、水を
汲み、薪をはこび、便に行き、
掃除となすなどをの事とも、
勉強すべし。書と讀む
のみが學問にはあらず、これ
らのわざも、みな實際の
學問なり。

第十一課

陶侃の勉強

昔、陶侃といふ人は、重き

官にありける

が、用事なき

ときは、毎朝、

自ら百個の

かめと家

外へはこび出し

て、晩には、又

内へとりいれ

けり。

ある人にふしんに思ひて、その

故を問ひければ、陶侃答へ

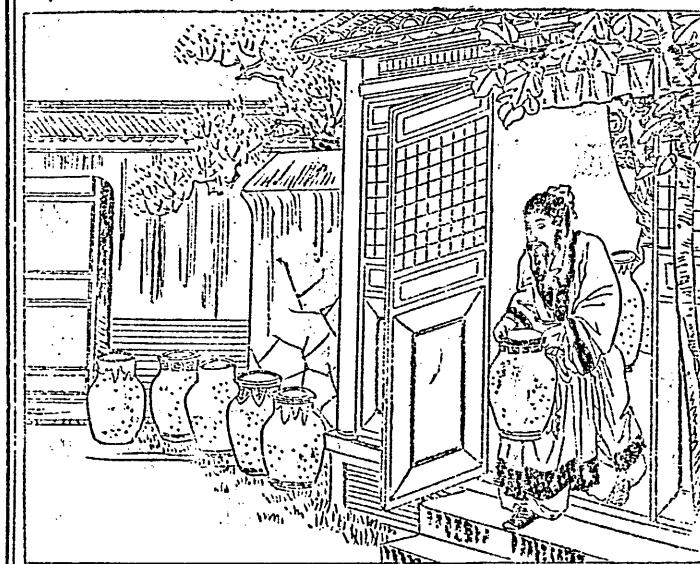
けるは、「わがつねくの心が

けは、一旦事あらば、君の

ために身をいたし、國の

爲めに力をつくして、軍功

とたてんと思ふゆゑ、平生、



いたづらにあそびをらば、大切の時用にたつまうければ、かく毎日はたらきて、身をきたゆるなり。とぞ申しける。

陶侃は、かく心がけよき人なれば、行儀作法をつみ、衣裳ともいたゞしくきて、威儀をととのへ、事にとこたる

ことすなむ。毎日宿にかひて、うときも、おたしきりも、わけべたてなくあいしらひけり。

陶侃、つねに、人とかたりけるは、「聖人なれども、一寸の光陰をぞしみたまへり。聖人さへかくあれば、まして凡人に

いたりて、は、一分の光陰をも
としみて、學問をつとめ、人道
をとむべきことなり。
然るに、世の間人、この道理
をわきまへず、いたづらにあそ
びて、おかなじで月日をおくり、
生きて、國益なき死をして
ても、後のはまれなきは、

あさまーきこと間にあらずや。
といはれけり。

第十二課

專心

學問する人は、今日一つの事
をおほえ、明日も亦、一つの
事を覺ゆるやうにして、
たぬす勉むれば、終には、なしと！

げす」といふことなきものなり。

學問の道は、うまれつきの才のみにては、なしとげがたし、たゞ志かたく一心につとめて、おとたらざる人は、必ずなしとげて、深き理をもさとりうるものなり。

これを一大事と思ふことをはたじとげんと思は、心を專一にして、この事のみとなし、その外の事をばすつべきなり。かれともこれとも、なしとげんと思へば、一事とも成しがたきものなり。

保巳一の學問を成就せし話

塙保巳一は、武藏の聾人なり。

七歳のとき、病にかかりて盲となりけるが、保巳一、生れつき學問を好みければ、心をひとつストレートにして、これに身をゆだね、人の書を讀むと

聞きて、みなこじれとそらんや、かくてわが國の書とばあまねくおほえ、群書類從といふ書三千餘巻とあみけり。



ある夜、保巳一は弟子をあつて、書と講どけるとき、風よきて、ともし火とけしけるに、保巳一は、講義とやめざりければ、弟子をも、「燈火」きて、書みえねば、しばし講義とやめたまへ」といふに、保巳一たはふれらに、いひけりやう、「めあきは、

さてく不自由のものかな」と笑ひけりとぞ。

志あれば、盲人すらなほかくの如し、まして兩眼あるものは、心と專にして、一業をつとめなば、何事か成らざることあらんや。

注 意

人は小事なりとて決して
ゆるかぜになすべからず。
小事をゆるかぜにするものは
は、心のせこたり、知らぬ間に
にくせになり、大事にあた
りても注意をかきてしそん
することあるものなり。

ものに注意するならはしつくる
ときは萬事にゆきわたりて
過つことすぐなく人の氣づ
かぬところに氣づきて大
なる發明をしなし又は、
禍をおこらぬさきに防ぐ
ことあるものなり。
書を讀むにも注意せざれば、

おはゆることなく、身と修むるにも、注意せざれば、行と正しくすること能はざるものなり。たとへば着物のさかた、下駄のぬきかたなど、とは、わづかなること似たれども、其人の性質は、これにて知らるゝものなり。

第十五課

皇太子 殿下の御注意

深かりし話

皇太子 嘉仁 親王 殿下には、御恵みふかく、御聰明にわたらせられ、日々、學習院に御通學あらせられしが、一日、同學生の眼を見そなはして、異狀あると察した



同學生の家に

まひ、これと
休ましめて、直に
侍醫（しやくい）やつかは
して、診察せしめ
られしに、はた
して重き眼病
なりけり。

ては、少しも氣づかざりしに、
殿下の御かけによりて、はづ
めてこれと知りしことなれ
ば、大におどろきて、直に
療治を加へ、殿下の御仁恵
に感泣せしとぞ。

家の人の人も氣づかず、自身さへ
も知らざりし眼病と、殿下の

御氣づきあそばされしことは、
ひとへに、殿下の御聰明に
わたらせらるゝによること
なれども、小事にまで御注意
ふかきによらずば、いかでか
かゝることのあり不得べき。

第十六課

義勇

わが國にては、古より義勇
と貴びて、義の爲めには、
身命をすてゝをしまざるなら
ひにて、義勇は、わが國民の
特性となれり。されば、義勇
の心なきものは、わが國
の臣民とはいひがたかるべし。
わが國は、古より天皇御身

みづから 軍隊 を 率ゐたまふ
御おきて にて、 天皇 は、 兵馬 の
大權 を 統べて、 軍人 の 大元帥
に ましましましたまへり。

わが 國 の 男子 は、 滿十七歳
より、 滿四十歳 まで の 者 は、
みな 兵役 に 服す べき さだめ
にて、 これ と 國民兵役 と いひ、

大戰爭 あると は、 みな めし
あつめて、 軍役 に あつる こと
なり。

されば わが 國 の 人民 は、 常
に、 戰争 に のそみ、 敵に あたる
こと ある と 心がけ、 片時たり
とも、 義勇 の 心 を 忘るまじき
こと なり。

日本武尊の武勇

日本武尊は、景行天皇の皇子なり。天皇の二十七年、熊襲をむきしとて、皇子をやりて、これと征せしめしに、皇子時年に十六、童女のよそはひとなして、賊のかららうのり。

酔へるとうかく
ひて、これと
さしころしたまへ
り。
その後、東の
夷そむきしと
き、皇子また
兵を率ゐて、



これと征したまへり。このとき、皇子は道とまげて、伊勢にいたり、太神宮を拜し、倭姫にこのよしをつけしかば、倭姫はむら雲の神剣を授けたまへり。

皇子、駿河に至りしとき、土民の逆心あるもの、皇子を

あざむきて、蠶をもよほし、風かみより火をばなちて、皇子をやきころさんとせり。

このとき、皇子は少しもさわぎたまはず、剣をぬきて、草をかり、火をつけたまひしに、風むきにはかにかはりて、かへりてみなこの賊をやきこ一

ろしけり。

皇子は、これより相撲を經、上總にいで、陸奥の方へ進みしに、夷をも、皇子の威にふるひおそれで、戦はぬうちに弓矢をなげすて、したがひ服しけり。

第十八課

貞婉

女子は、成長して大人の家に嫁し、しうとしうとめに事ふるものなれば、幼きときより、言行ともにはげしからず、よろづものやはらかなると旨とすべし。

女子の遊びは、男子と異りて、

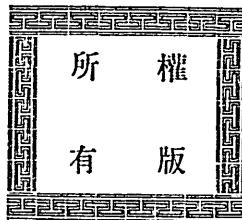
かけはしり、さわざまはるあそびの遊びとばなすべからず。常に、おだやかにして、女子らしく身をもつべし。

みなりに衣服かぎりて、人にござり、又人は人の美服とうちやみて、これとねたみ、人のわる口といひ、いやしき

人とあなたりわらふなどは、ことにもいましむべきことなり。

尋常國民修身篇卷四終

明明明明明明
治治治治治治
廿廿廿廿廿廿
七七六六六六
年年年年年年
二一八八三三月
月月月月月月
廿二十
三四十
日日日日日日
發三發再出印
版印刷版刷
行刷行刷



著者
發行者
發行者
發行者
印刷所
印刷者
印刷者
熊田
熊田
酒井
梅井
赤沼金三郎
東京市本鄉區元町二丁郎
五十番地寄留
上
東京市神田區錦町三丁吉
一番地
蘇
大坂市東區備後町四丁七
目十一番地
上
弘太
龜
東京市下谷區二長町三郎
十二番地
五番地
東京市神田區錦町三丁遜
宜
清
藏
日本
五番地
神田
活版
東京市
神田
五番地
錦町
三丁所
目
廿
京
市
五
番
地
神
田
區
錦
町
三
丁
所

尋常
小學國民修身篇 五卷

檢定合格本

